

可茂衛生施設利用組合の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

（令和5年度実績）

区 分	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考)前年度 の人件費率
令和5年度	3,240,239 千円	132,016 千円	185,157 千円	5.71%	5.59%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

（令和5年度実績）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B / A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和5年度	23人	87,590 千円	17,581 千円	37,055 千円	142,226 千円	6,184 千円

（注）1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、令和5年4月1日現在の人数である。

3 職員数、給与費ともに暫定再任用職員（フルタイム）を含み、会計年度任用職員は含まない。

(3) 給与改定の状況（令和5年度）

①月例給

区 分	人事院の勧告				給与 改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)	
令和5年度	407,884円	404,015円	3,869円 (0.96%)	1.1 %	1.1%

（注）「民間給与」、「公務員給与」は人事院において公民の4月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区 分	人事院の勧告				年間支給 月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)	
令和5年度	4.49月	4.40月	0.09月	4.50月	4.50月

（注）「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

① 給料表の見直し

初任給は、民間との間に差があること等を踏まえ、大卒に係る初任給を11,000円、高卒に係る初任給を12,000円引上げ。初任給を始め若年層に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で引上げ改定。（平均改定率1.1%）。

② 地域手当の見直し

（支給割合）国基準3%に対し、組合（代表所在地 可児市）においても3%を支給。

（実施時期）平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を引上げることとし、平成27年4月1日時点は1%、給与改定後は平成27年4月に遡及し2%を支給。平成28年4月1日から3%を支給。

(参考)

	平成26年度 の支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度～令和5年度 の支給割合
		4月1日時点	遡及改定後	
国基準による支給割合	0%	1%	2%	3%
組合の支給割合	0%	1%	2%	3%

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

一般行政職

区 分	平均 年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
組合	46.2 歳	317,474円	375,970円	356,382円
岐阜県(令和5年4月1日)	42.8 歳	325,421円	403,581円	359,816円
国(令和5年4月1日)	42.4 歳	322,487円	—	404,015円

(注) 1「平均給料月額」とは、各年度4月1日現在における職員の基本給の平均である。

2「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		組 合	岐 阜 県	国
一般行政職	大 学 卒	196,200円	206,000円	196,200円
	高 校 卒	166,600円	187,700円	166,600円

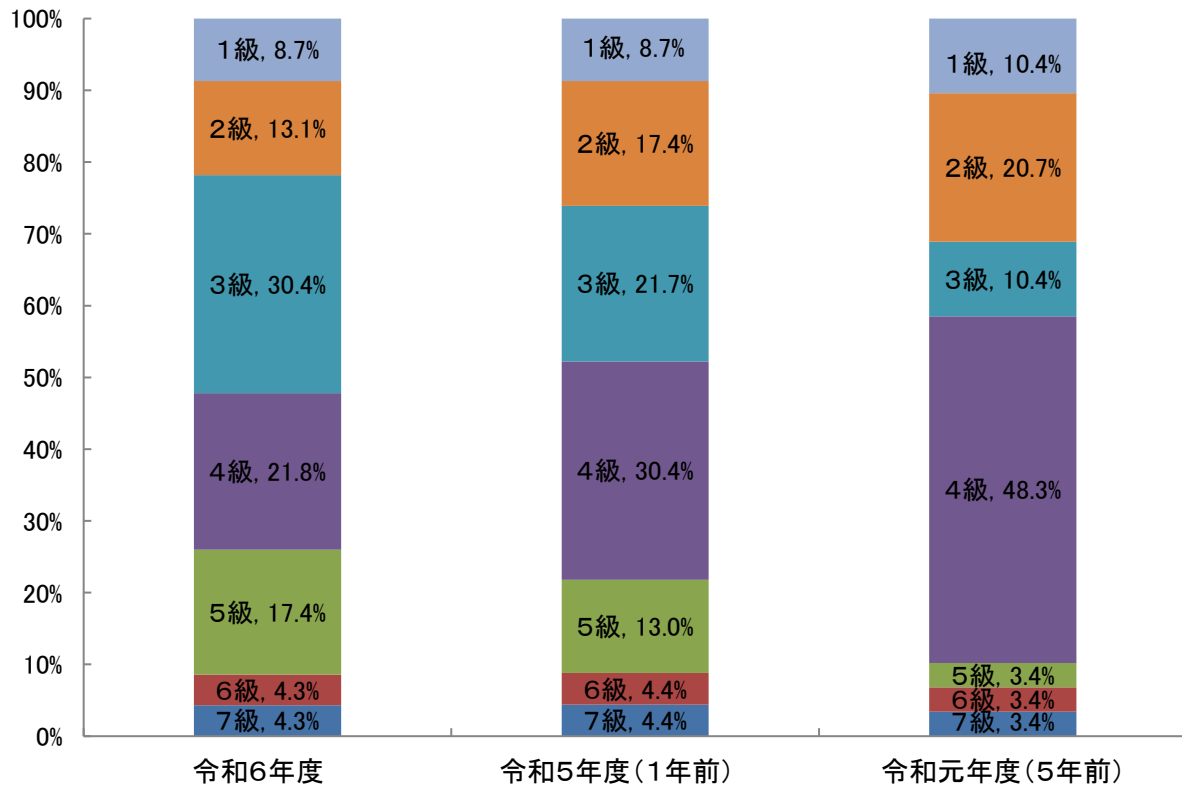
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
7 級	事務局長	1 人	4.3%	365,500円	446,200円
6 級	課長	1 人	4.3%	323,100円	417,100円
5 級	課長補佐	4 人	17.4%	295,400円	398,000円
4 級	係長・主任主査	5 人	21.8%	271,600円	389,500円
3 級	主 査	7 人	30.4%	240,900円	351,000円
2 級	主任	3 人	13.1%	208,000円	305,200円
1 級	主事	2 人	8.7%	162,100円	249,400円

(注)定員管理調査において報告した職員数（再任用職員含む）。

級別職員構成比



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

全職員において勤務評価結果を反映しています。

4 職員の手当の状況

(1) 期末・勤勉手当（令和6年4月1日現在・令和5年度実績）

組 合	岐阜県	国
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,611千円	1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,653千円	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 一般職員 2.45月分 2.05月分 特定管理職員 2.05月分 2.45月分 再任用職員 1.375月分 0.975月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 一般職員 2.45月分 2.05月分 管理・監督職員 2.05月分 2.45月分 再任用職員 1.375月分 0.975月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 一般職員 2.45月分 2.05月分 管理・監督職員 2.05月分 2.45月分 再任用職員 1.375月分 0.975月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15%、25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

勤勉手当は、全職員において人事考課結果に基づく成績率を適用しています。

（２） 退職手当（令和６年４月１日現在・令和５年度実績）

組 合			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続２０年	19.6695月分	24.586875月分	勤続２０年	19.6695月分	24.586875月分
勤続２５年	28.0395月分	33.270750月分	勤続２５年	28.0395月分	33.270750月分
勤続３５年	39.7575月分	47.709000月分	勤続３５年	39.7575月分	47.709000月分
最高限度額	47.7090月分	47.709000月分	最高限度額	47.7090月分	47.709000月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（２～４５％加算）			定年前早期退職特例措置（２～４５％加算）		
１人当たり平均支給額（令和５年度退職者）					
自己都合（該当者なし）					
定年（該当者なし）					

（注）岐阜県市町村職員退職手当組合の規定による。

（３） 地域手当（令和６年４月１日現在・令和５年度実績）

支給実績（令和５年度決算）		2,795千円	
支給職員１人当たり平均支給年額（令和５年度決算）		121,545円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
可児市	３％	23人	３％

（４） 特殊勤務手当（令和６年４月１日現在・令和５年度実績）

支給実績（令和５年度決算）		10千円	
支給職員１人当たり平均支給年額（令和５年度決算）		3,570円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和５年度）		13.0％	
手当の種類（手当数）		1	
手当の名称	主な支給対象職員	左記職員に対する 支給単価	支給実績 （令和５年度決算）
危険業務手当	廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱に規定する業務に従事した職員	日額350円 （業務の従事時間が４時間未満の場合は100分の60を乗じた額）	10千円

（５） 時間外勤務手当（令和６年４月１日現在・令和５年度実績）

支給実績（令和５年度決算）	4,957千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和５年度決算）	248千円
支給実績（前年度決算）	5,954千円
支給職員１人当たり平均支給年額（前年度決算）	298千円

（注）職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和５年度決算）」と同年度の４月１日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）。

(6) その他の手当 (令和6年4月1日現在・令和5年度実績)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度との異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	(1)配偶者 6,500円 (2)満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 10,000円 (3)満60歳以上の父母、祖父母及び孫 6,500円 (4)満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 6,500円 (5)重度心身障がい者 6,500円	同	—	3,252千円	270,926円
住居手当	(1)月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額 (2)月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1(上限17,000円)に11,000を加算	同	—	1,005千円	251,250円
通勤手当	通勤距離に応じ支給する。ただし、55,000円を超えることはできない	同	—	1,742千円	75,713円
管理職手当	職務の級 7級1種 77,400円 6級1種 72,700円 6級2種 62,300円 6級3種 51,900円 5級及び4級2種 55,500円 5級及び4級3種 49,600円	同	—	2,343千円	780,800円
宿日直手当	宿日直勤務をした職員に支給	同	—	427千円	1回4,400円
管理職特別勤務手当	臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日等に勤務した場合	同	—	0千円	0円

5 職員数の状況

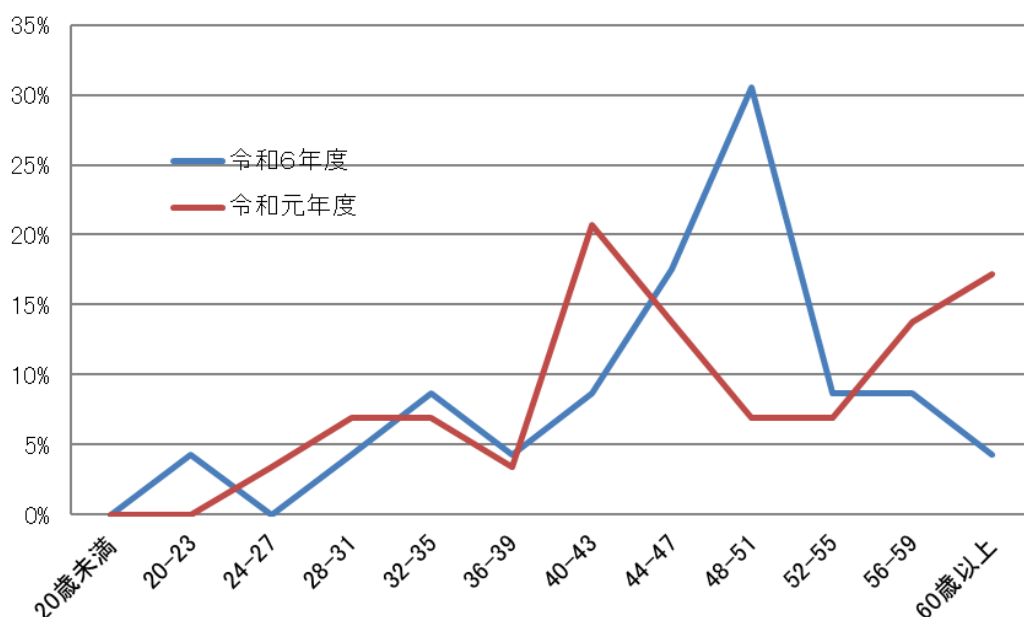
(1) 職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

職 員 数		対 前 年 増 減 数	主な増減理由
令和5年度	令和6年度		
23 〔30〕	23 〔30〕	0	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 〔 〕内は、条例定数の合計である。(令和4年1月7日条例改正)

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区 分	20歳 未 満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以 上	計
職員数	0人	1人	0人	1人	2人	1人	2人	4人	7人	2人	2人	1人	23人

(3) 職員数の推移

部門別	年度						過去5年間の増減数
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
一般行政	29	28	22	23	23	23	△6

(注) 各年における定員管理調査において報告した職員数。

6 職員の任免について（令和5年度）

(1) 退職の状況

区 分	定年	自己 都合等	公務外 死亡・傷病	応募認定	任期満了※	合 計
令和5年度	0	0	0	0	1	1

※再任用職員の任期満了者

(2) 採用の状況

区 分	一般事務職		
	上級	初級	再任用職員※
令和5年度	0	0	1

※再任用職員とは、退職したもののうち勤務成績等を勘案し、公的年金の支給開始年齢に達するまでの間、任用する職員のことをいう。

7 職員の人事評価について（令和6年4月1日現在）

平成29年度から全職員を対象に目標管理制度を活用した業績、プロセスの2項目で人事考課を実施。また、係長職以上を対象とした上司考課を実施。

① 目的

- ア 組織全体のマネジメント体質の強化
- イ 職員の能力開発
 - ・OJTによる目標達成を通じての人材育成
 - ・管理監督者の指導育成力の向上
- ウ 公正な人事の確保
 - ・意欲、チャレンジ精神の高揚
 - ・能力・適性にあった職員の適正配置

② 考課結果の具体的活用例

- ア 全職員に勤勉手当の成績率査定
- イ 職員の昇格、降任、降格及び昇給の査定
- ウ 適材適所の人事異動や能力開発施策の基礎資料等

8 勤務時間その他の勤務条件について

（令和6年4月1日現在）

区分	勤務時間等
1日の勤務時間	午前8時30分～午後5時15分（7時間45分）
休憩時間	正午～午後1時
1週間の勤務時間	38時間45分
育児・介護のための早出・遅出	平成28年度から開始
フレックスタイム制度	なし

9 休業に関する状況について（令和6年4月1日現在・令和5年度実績）

（1）年次有給休暇

休暇日数等の概要	令和5年実績
全職員に対し、1年につき20日間付与（最大20日を翌年に繰越し）	平均取得日数14.7日

（2）病気休暇

休暇日数等の概要	令和5年度実績
職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に、必要最小限の期間	17件

（3）特別休暇

休暇の概要	付与日数（限度日数）
選挙権その他公民としての権利を行使のための休暇	必要と認められる期間
裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署等へ出頭する場合の休暇	必要と認められる期間
職員が骨髄移植のための骨髄液を提供する場合の休暇	必要と認められる期間
自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合の休暇	5日
結婚休暇	6日
産前休暇	分娩予定日前6週間目から
産後休暇	分娩日後8週間

生後１年に達しない生児の保育のために授乳等を行う場合の休暇	１日２回、３０分以内の期間
妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体の健康維持に重大な支障を与える程度に及ぶため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇	１日につき１時間を超えない範囲内の期間
妊娠中又は出産後１年以内の女性職員が保健指導等を受ける場合の休暇	必要と認められる期間
職員の妻が出産する場合で、付添い等のための休暇	２日
妻の産前６週間・産後１年間の期間中に出産に係る子または上の子（小学校就学前）の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇	５日
小学校就学の始期に達するまでの子の看護のための休暇	５日
要介護者の介護を行うための休暇	５日（要介護者の人数に応じて最長１０日）
忌引の休暇	親族に応じ１日から７日
父母の追悼のための特別な行事のための休暇	１日
夏季休暇	６月から１０月の期間に４日
地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合の当該住居の復旧作業等のための休暇	７日の範囲内の期間
地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難である場合の休暇	必要と認められる期間
地震、水害、火災その他の災害時において、職員が通勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇	必要と認められる期間

（４） 介護休暇

休暇日数等	令和５年度実績
負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある親族の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合に、６月の期間内	０人

（５） 育児休業

休暇日数等	令和５年度実績
当該職員の子を養育するため、当該子が３歳に達する日まで	２人

（６） 部分休業

休暇日数等	令和５年度実績
当該職員が、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、一日の勤務時間の一部について勤務しないこと	０人

（７） 育児短時間勤務

休暇日数等	令和５年度実績
当該職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、当該子がその始期に達するまで	０人

10 職員の分限及び懲戒処分について（令和５年度）

（１） 分限処分

免職	休職	降任
０件	１件	０件

※分限処分とは、公務能率の維持を目的に、職員がその職責を十分に果たすことができないなど、一定の事由がある場合に行う処分のことである。

(2) 懲戒処分

免職	停職	減給	戒告
0件	0件	0件	0件

※懲戒処分とは、職務上の義務違反など、公務員としてふさわしくない行為があった場合に、その道義的責任を問い、職務遂行における秩序維持を図る制裁的処分のことである。

11 職員の服務の状況について

(令和5年度)

営利企業等の従事許可件数
1件

※職員は、営利企業を営むこと、報酬を得て事業に従事すること等ができないが、任命権者の許可を受けることで従事することができる。

12 職員の退職管理について

平成29年度から規則を制定しています。

13 職員の研修について

(令和5年度)

研修機関	受講内容	受講者数
岐阜県市町村職員研修センター	条例の見方・つくり方基礎講座、事業のスクラップ&ビルド研修、レジリエンス研修、説明力向上研修 等	18件
その他研修機関	用地交渉の困難事例解説、都市計画の基本と実践 等	8件

14 職員の福祉及び利益の保護について (令和5年度)

(1) 公務災害認定件数

公務災害	通勤災害
0件	0件

(2) 健康診断受診者数

区分	受診者数
入院ドック	0人
半日ドック	19人
年代別検診	4人
雇入時健康診断	0人

15 公平委員会からの報告事項

措置要求及び不服申立ての状況

(令和5年度)

区分		前年度末 処理件数	措置要求及び 申立件数	処理件数	今年度末 処理件数
措置要求	給与	0	0	0	0
	勤務時間・休暇	0	0	0	0
	その他の勤務条件	0	0	0	0
不服申立て	分減処分	0	0	0	0
	懲戒処分	0	0	0	0
	転任	0	0	0	0

※上記の状況は地方公務員法第58条の2第2項の規定に基づき可茂広域公平委員会から管理者に報告されます。